

米当局、批判受け？異例の声明

金融当局は「ガイダンスを法規制と同列に扱わないと明言せよ」一部に根強い当局への批判。今月11日に複数の米金融当局が連名でガイダンスに関する声明を出したのは、こうした批判への対応と見なされている(原文: <https://www.fdic.gov/news/news/press/2018/pr18059a.pdf>)。

声明は、米 「ガイダンス」に関する米当局声明の要点

金融当局の
「ガイダンス
(supervisory
guidance)」の
適用につき
原則を明記し
たものだ。ガ
イダンスは特

- ✓ 形式は、合同声明、アドバイザリー、小冊子、方針声明、Q&A、FAQなど多岐にわたる
- ✓ 特定分野での適切な実務に関する当局の一般的な見解を示すのが目的
- ✓ 制定法や規制のような法的強制力はない
- ✓ ガイダンス中の数値上の目途は必達要件ではなく模範としての意味合いしかない
- ✓ ガイダンスを守っていないからといって非難されるようなことはない
- ✓ 情報収集、課題の適切な理解、効率的な手段の模索のため、一般の意見を参考にする
- ✓ 監督される側の要請に基づくガイダンスは、監督する側だけでなくされる側の業界にとってもアプローチの一貫性確保にとって重要
- ✓ 同じテーマに対する重複ガイダンスの回避に努める
- ✓ 明瞭なコミュニケーションや被監督機関からの忌憚ない問題提起の促進に努める

定分野での適切な実務に関する当局の一般的な見解を示すのが目的であり、制定法や規制のような法的強制力はなく、したがって、その数値上の目途は必達条件ではなく模範としての意味合いしかなく、ガイダンスを守っていないからといって非難されるようなことはない等と強調されている。その他の声明の主な内容は上掲『「ガイダンス」に関する米当局声明の要点』を参照されたい。

このように、ガイダンスの適用に関する基本を述べたに過ぎない声明を当局が連名で出すことは異例ともいえるが、背後には金融業界及び共和党主体の当局への批判があるようだ。批判の骨子は、本来強制力を伴わないはずのガイダンスに依存した当局による実質的な指導が検査等を通じて金融機関に及んでいるため、金融機関の事業が制約されているといった主張だ。

こうした主張が勢いを増した一つのきっかけは、昨年10月に議会附属の対行政組織監査機関である政府監査院(GAO)がレバレッジドローンに関するガイダンスを取り上げ、その内容及び性質に鑑みれば法規制のように議会での検証手続きを経て見直すのが相当だという見解を表明したことだ。レバレッジドローンはM&A等の際に被買収企業の事業収入を返済原資とするローンだが、金融機関にとっては高い収益性が見込める一方で高リスクともされる。ガイダンスでは、借り手の十分な返済能力の証明には原則、同ローン額が減価償却前営業利益(EBITDA)の6倍以内であることが必要という趣旨の記載がある。レバレッジドローン事業を収益の柱としたい一部の欧米金融機関にとって、具体的な数値水準を示したガイダンスの内容や金融当局によるその適用姿勢は受け入れがたいものがあつたとされる。これらの批判や主張に対し金融監督当局の要人は、かねてから非公式に、一般にガイダンスには強制力がないのだから見直す必要はないとコメントしてきた。

一連の動向から垣間見えるのは、トランプ政権発足後の流れである、「行き過ぎた規制」の巻き戻し機運だ。EBITDAの7倍を超えるレバレッジドバイアウト等、高レバレッジ案件が増えているとの観測もある。ノーモア金融危機を至上命題とした強化の中でドッド・フランク法等対策を講じたはずの米国金融規制の行方。世界経済へのインパクトが大きいだけに、今後も目が離せない。